

## 検討項目案

### 1 給付対象者の範囲

○所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する（※）

※高等教育の無償化は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について行う。

○低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

○在学中に学生の家計が急変した場合を含め対応する。

○また、全体として、支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

#### (1) 低所得世帯の対象範囲

- ① 住民税非課税世帯及び準ずる世帯の考え方・所得基準
- ② 在学中の所得の変動への対応
- ③ 資産を有している場合への対応

#### (2) 家計急変への対応

#### (3) 高等学校の既卒者等への対応

#### (4) 対象となる学校種・課程等

### 2 授業料・入学金減免

○第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても免除する（※）。

※国立大学の入学金を上限とした措置とする。

○また、全体として、支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

#### (1) 授業料及び入学金の減免額

- ① 大学（私立授業料減免額の一定額加算等）
- ② 短期大学、高等専門学校、専門学校（私立授業料減免額の一定額加算等）
- ③ 段階的措置の減免額

#### (2) 大学等への交付の流れ

### 3 給付型奨学金

○第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を（※）賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合を含め対応する。

※他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、授業以外の学生納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

○また、全体として、支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

#### (1) 給付額

- ① 対象経費
- ② 給付額の考え方
- ③ 段階的措置の給付額

#### (2) 給付の流れ

### 4 支援対象者の要件

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA（平均成績）の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める（※）。

※例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや②GPAが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る。③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。

#### (1) 入学前の成績・学習意欲の確認方法

#### (2) 進学後の学修状況の確認方法、支給の廃止・停止等

#### (3) 休学の扱い

## 5 対象となる大学等の要件

支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、(※1)、③成績評価基準(※2)を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

※1 例えば、①実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む）が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上（理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要）の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置されていること、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

※2 成績評価を客観的かつ厳格におこなうために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（S）」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

- (1) 実務経験のある教員による科目の配置
- (2) 外部人材の理事への任命
- (3) 厳格な成績管理の実施・公表
- (4) 財務・経営情報の開示

## 6 その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

- (1) 不正を防止するための方策
- (2) 制度の円滑な実施のための体制等の構築